

第4回笠松町議会定例会議決結果

(11月28日開会 12月17日閉会)

第55号 専決処分の承認

○平成26年度笠松町一般会計補正予算

補正額 5,964,000円

補正後歳入歳出予算額 7,683,681,000円

[主な補正内容]

- ・12月14日執行の衆議院議員総選挙に関する費用を予算計上

第56号 人権擁護委員候補者の推せん

人権擁護委員の 保母 勝壽 氏の任期が、平成27年3月31日で満了することに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推せんすることに同意

第57号 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の実施に関する設備、運営基準について、国が定める基準を踏まえて町の条例で定めることとされたことに伴う所要の規定整備

第58号 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て関連3法の制定により、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業における運営基準などについて、国が定める基準を踏まえて町の条例で定めることとされたことに伴う所要の規定整備

第59号 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法の一部が改正され、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備と運営基準について、国が定める基準を踏まえて町の条例で定めることとされたことに伴う所要の規定整備

第60号 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平成26年の人事院勧告に基づく一般職職員の給与改定の内容を考慮し、議会議員の期末手当の支給割合の引き上げを行う所要の規定整備

第61号 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成26年の人事院勧告に基づく一般職職員の給与改定の内容を考慮し、常勤の特別職

職員の期末手当の支給割合の引き上げを行う所要の規定整備

第62号 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成26年の人事院勧告に基づく一般職職員の給与改定に関する所要の規定整備

○平成26年4月1日適用

(1) 給料表の増額改定

民間給与と比較し、給料月額を平均0.34%増額改定

(2) 通勤手当の引上げ

民間の通勤手当の支給状況を踏まえ、通勤距離区分に応じて月額100円から7,100円までの範囲で引上げ

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ

民間の支給割合に見合うよう、年間の支給割合を0.15引上げ

○平成27年4月1日適用

(1) 給料表の減額改定

給与制度の総合的見直しによる人事院勧告に基づき、給料月額を平均1.6%減額改定(平成30年3月31日までの間は、差額を支給)

(2) 管理職特別勤務手当の改定

管理職の職員が、臨時または緊急の必要その他公務の運営上の必要により、週休日、祝日、年末年始の休日に勤務した場合に支給する手当額の引上げ

また、平日の深夜(午前0時から午前5時まで)に勤務した場合に手当を支給することとする規定整備

第63号 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

国土調査法に基づく地籍調査事業の実施に関し、地籍調査推進委員会と地籍調査実施委員会を設置することに伴う委員報酬など所要の規定整備

第64号 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例

出産育児一時金の支給について、産科医療補償制度の見直しに伴う所要の規定整備(現行の42万円を維持)

第65号 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の